

2 この要綱において「事故等」とは、保健福祉サービスの提供時（施設において提供される保健福祉サービスの場合は、当該施設への送迎時を含む。）に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

一 利用者の自殺及び死因等に疑義の生ずる可能性がある死亡
二 利用者の縫合を要する外傷及び骨折並びにこれらと同程度以上のけが

三 利用者の行方不明

四 利用者の誤嚥・異食

五 利用者の窒息

六 利用者の誤薬・与薬漏れ等

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生

八 前号に掲げるもの以外の感染症又は食中毒（以下「感染症等」という。）の発生であつて、次のいずれかに該当する場合

イ 同一の感染症等による又はこれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間以内に二名以上発生した場合

ロ 同一の感染症等の患者又はこれらにかかっていると疑われる者（職員等を含む）が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

九 保健福祉サービスを提供する事業者（以下「サービス提供事業者」という。）の職員（ボランティア、搬入業者等当該施設内で活動する者を含む。以下この項において同じ。）による利用者の

処遇に影響を及ぼす法令に違反する行為

十 サービス提供事業者の職員が利用者に対し与えた損害賠償を要する器物の損壊等

十一 サービス提供事業者の職員による利用者の尊厳を侵すような言動

十二 前各号に掲げるもののほか、保健福祉サービスを所管する国の機関が報告の対象と定めるもの又はサービス提供事業者が報告の必要があると判断したもの